



鍵かけは全ての防犯の基本です

全国地域安全運動 10月11日～20日

●お問い合わせ／市まちづくり推進課市民相談室 ☎26・5726

鍵かけは、全ての防犯の基本です

「みんなであつくりよう安心の街」をスローガンに、10月11日～20日に全国地域安全運動が行われます。運動の重点は「子どもと女性の犯罪被害防止」「振り込め詐欺などの特殊詐欺被害の防止」「住宅侵入犯罪、自転車盗、車上ねらい被害の防止」「自主防犯活動の活性化などによる犯罪防止」「山形110ネットワークを活用した犯罪防止」の5点です。

酒田警察署管内の犯罪傾向

7月末までの酒田警察署管内の万引きは前年同期19件増の52件、器物損壊が同16件減の26件（うち自動車の破損が16件）、自転車盗が同増減なしの44件（うち39件は無施錠）となっています。

万引きは「窃盗」という犯罪です

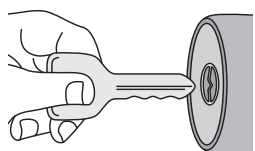
「たかが万引き」と思っていますか。万引きは、大きな犯罪の入り口です。大人も子どもも万引きは絶対しない、させない、見逃さないという運動を地域ぐるみで実践しましょう。

侵入窃盗、車上狙い、自転車盗などは、鍵をかけることで被害を未然に防ぐことができます。少しの間だから大丈夫だろうと鍵をかけないでいることはありませんか。

出掛ける前に家の戸締りを確認する。自転車は、ツーロック（鍵を2つかける）する。自動車は必ずキーを抜きドアロックする。今一度家族みんなで確認しましょう。

振り込みを急がせる電話に要注意

「オレオレ詐欺」に代表される振り込め詐欺は、依然として後を絶ちません。振り込みを急がせる場合は、いったん電話を切って家族などに相談しましょう。



外出時は必ず鍵をかけましょう！

市民芸術祭参加事業

●お問い合わせ／希望ホール内、酒田市民芸術祭実行委員会事務局 ☎26-5450

●第59回酒田市民俳句大会

日時／10月4日(日)午前9時～午後5時▶場所／総合文化センター▶入場料／1,500円(昼食代含む。観覧のみの方は無料)

☎酒田俳句連盟、斎藤 ☎24-7007

●第3回琢書会書展

日時／10月8日(木)～13日(火)の午前9時～午後5時(13日は午後3時まで)▶場所／総合文化センター

☎琢書会、飯野 ☎24-8580

●第71回吟詠大会

日時／10月10日(土)午後1時30分～5時▶場所／酒田勤労者福祉センター(緑町)

☎日本九重流酒田詩吟同好会、佐藤 ☎23-3636

●第59回酒田市民短歌大会

日時／10月11日(日)午前9時～午後5時▶場所／総合文化センター▶入場料／2,000円(昼食代含む。観覧のみの方は無料)

☎酒田市民短歌大会、塚本 ☎24-9121

●備前加奈音楽スタジオ創立20年記念 母のぬくもりコンサート

日時／10月11日(日)午後2時～4時▶場所／総合文化センター▶入場料／500円

☎備前音楽スタジオ、備前 ☎22-7567

●第31回組ひも作品展

日時／10月16日(金)～18日(日)の午前9時30分～午後6時(16日は午前10時～、18日は午後4時まで)▶場所／総合文化センター

☎組ひも森の木会、田中 ☎31-2250

●第21回秋の市民茶会

日時／10月17日(土)、18日(日)の午前9時30分～午後2時(受付時間)▶場所／出羽遊心館▶入場料／1,000円

☎酒田市茶道会、五十嵐 ☎33-3786

●第77回さかた踊りを楽しむ会

日時／10月18日(日)午前11時～午後3時30分▶場所／希望ホール▶入場料／1,000円

☎さかた踊りを楽しむ会、笹原 ☎22-9714

◆入場料の記載のないものは無料(有料でも協賛者証持参の方は無料)。



障害者虐待防止法をご存じですか

●お問い合わせ／市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733

虐待の防止・早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者の負担の軽減などにより、障がい者の権利を守ることを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が3年前から施行されています。

障がい者への虐待とは

法律では、次の5つを虐待として規定しています。

【身体的虐待】たたく、つねる、ベッドに縛りつけて拘束するなど

【介護や世話の放棄・放任】食事を十分に与えない、不衛生な環境で生活させるなど

【心理的虐待】怒鳴る、無視するなどの精神的苦痛を与えるなど

【経済的虐待】必要なお金を渡さない、本人のお金を意思に反し使うなど

【性的虐待】性的な嫌がらせをする、本人の前でわいせつな言葉を発するなど

●虐待に気付いたら

虐待を受けている障がい者を発見したら、速やかに下記へ通報してください。

【月曜～金曜日の午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)】市福祉課障がい福祉係 ☎26-5733 FAX23-2258

【夜間休日など】市役所宿直室 ☎22-5111

●虐待対応の流れ

障がい者虐待については、市が発見者からの通報を受け、事実確認などを行った後、虐待のケースによって下表のような対応を行います。

ケース	対応機関	具体的対応
養護者(家族など)による虐待	市	●事実確認(家屋への立ち入り調査など) ●障がい者の一時的保護などの措置
障がい者福祉施設の職員による虐待	県	●施設への指導 ●勧告などの措置 ●措置の公表
会社などでの使用者による虐待	労働局	●会社などへの指導 ●勧告などの措置 ●措置の公表

高齢者インフルエンザ予防接種

●お問い合わせ／市健康課保健予防係 ☎24-5733

予防接種は発症防止や、特に重症化防止に有効です。ただし、この予防接種は自らの意思で希望する方が受けるもので、義務ではありません。

対象	本市に住民登録をしている次のいずれかに該当する方 ①65歳以上の方 ②60歳～65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に障がいがある方またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがある方で、身体障害者手帳1級に相当する方 ◆対象年齢の前日から受けることができます。
実施期間	10月15日(休)～12月28日(月) ◆医療機関に確認してください。
接種場所	かかりつけ医やお近くの予防接種協力医療機関 ◆実施の有無、予約については医療機関に確認してください。
持ち物	健康保険証 ②の方は身体障害者手帳や医師の診断書など
費用	医療機関が定める金額から、市助成額1,700円を差し引いた額 ●市民税非課税世帯の方 医療機関が定める金額から、市助成額(上限3,000円)を差し引いた額 ●生活保護世帯の方 無料 ◆市民税非課税世帯、生活保護世帯の方は、事前に下記窓口へ申請し、費用軽減対象証明書の交付を受けてください。 市民税非課税世帯の方／市健康課保健予防係、各総合支所地域振興課健康福祉係 生活保護世帯の方／市福祉課福祉援護係、各総合支所地域振興課健康福祉係 【持ち物】印鑑、申請者本人を証明する書類(免許証、保険証など) 【申請受付期間】10月13日(火)～12月28日(月)の午前9時～午後5時(土曜・日曜日、祝日を除く)